

2019年専門看護師認定審査 よくあるご質問

| 項目                         | 質問  | 回答   | 「認定審査の手引き」該当ページ |
|----------------------------|---|--|-----------------|
| 受験資格審査<br>(コース外修了者の教育要件審査) | 1 専門看護師教育課程外(コース外)を修了しています。必ず受験資格審査を受験する必要はありますか。                                       | <p>受験資格審査は教育要件のみの審査です。専門看護師教育課程外(コース外)の修了者であっても、受験資格審査を受験せずに認定審査を受験することが可能です。その場合、26単位・38単位の専攻分野に必要な所定の単位に相当する単位を取得している必要があります。</p> <p>[26単位の場合]<br/>CNS共通科目:8単位以上、専攻分野共通・専門科目:12単位以上、実習:6単位以上</p> <p>[38単位の場合]<br/>CNS共通科目:14単位以上、専攻分野共通・専門科目:14単位以上、実習:10単位以上</p> <p>(参考)日本看護系大学協議会のホームページ「高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項」の単位別、分野別<br/>※受験資格審査を申請した年は、認定審査に申請できないためご注意ください。</p> | P5、6            |
|                            | 2 「受験資格審査(コース外修了者の教育要件審査)」と「認定審査」を同時期に受験できますか。  | <p>受験資格審査を申請した同年度に専門看護師認定審査に申請することはできません。コース外修了者として受験資格審査を受験する必要があるか教育要件を確認してください。</p> <p>※受験資格審査を受験していなくても認定審査は受験可能です。</p>  | P5、6            |
| 教育要件                       | 1 専門看護師教育課程の有効期間の確認方法と提出物について教えてください。   | <p>本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考)」を参照し、取得年度が「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間に含まれるかを確認してください。有効期間に含まれる場合は「コース内」含まれない場合は「コース外」となります。</p> <p>「コース外」の科目については、教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、履修当時のシラバスのコピー(該当科目のシラバスが掲載されていることがわかるように、シラバスの表紙や目次もコ含める)や教育プログラムに関する資料、実習要項及び実習記録等の提出が必要となります。詳細は認定審査の手引きにてご確認ください。</p> <p><a href="#">専門看護師教育課程一覧(参考)はこちら</a></p>                                 | P8、25-28        |
|                            | 2 入学時には26単位の教育課程でしたが翌年38単位へ移行し、科目の一部は38単位の教科目を取得しています。どちらの単位で申請したらよいのでしょうか。             | <p>修了した大学院にお問い合わせください。</p> <p>2023年まで26単位の修了で審査に申請することが可能です。</p>   | P3              |
|                            | 3 入学時には26単位の教育課程でしたが翌年38単位へ移行し、科目の一部は38単位の教科目を取得しています。その場合、コース内・コース外をどのように考えたらよいのでしょうか。 | <p>日本看護系大学協議会が定める所定の単位に必要な教科目の履修年度が本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考)」の「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」において、「有効期間内」のものはコース内に該当、「有効期間外」のものはコース外に該当します。</p> <p>※基本的に26単位から38単位へ移行期間に空白の時間が生じていなければ、どちらもコース内に該当します。</p> <p>※26単位から38単位へ移行期間に空白の時間があり、「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」のうち有効期間外に履修した科目があれば「コース外」に該当します。</p> <p><a href="#">専門看護師教育課程一覧(参考)はこちら</a></p>  | P5、19-26        |
|                            | 4 自身が大学院で履修した科目が日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準のどの科目に該当するか分かりません。                                | <p>修了した大学院にお問い合わせください。</p> <p>コース内修了に該当する場合は、「専門看護師教育課程基準単位取得証明書」を必ず提出し、あわせて修士課程の履修単位証明書、科目履修単位証明書、成績証明書等を提出してください。</p>  |                 |

| 項目   | 質問   | 回答  | 「認定審査の手引き」該当ページ |
|--|--|---|-----------------|
| 実務研修要件   | 1 大学教員ですが、病院で実践もしています。病院での実践も看護師免許取得後の通算5年の実務研修期間に含めることは可能でしょうか。   | 大学等(専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む)における教員としての勤務期間は実務研修期間として認められませんが、大学等の教員と別に非常勤等で兼務し、看護実践している期間は含めることが可能です。その場合、病院等での実務研修期間について勤務証明書の提出が必要です。  | P6、18、27        |
|  | 2 自身の専門看護分野の実務経験が実務研修フィールドの要件を満たすのか教えてください。  | 実務経験が専門分野(実務研修フィールド)の要件を満たすかどうかは審査となるため、お答えできません。手引きの「実務研修フィールドについて」をお読みいただき、ご自身でご判断ください。   | P17、42          |
|  | 3 実務研修内容に何を記載したらよいかわかりません。   | 手引きの「専門看護分野における実務研修内容」(1)～(6)の内容を参照し、『資格認定制度 審査・申請システム』履歴書編集画面の実務研修内容の枠内に、自身が行った実務研修内容を具体的に(誰に対して何を実施したのか)を各項目1つ記載してください。<br><br>* 本会ホームページに「実務研修内容の記載について」を掲載していますので、ご確認ください。<br><br><a href="#">実務研修内容の記載についてはこちら</a> | P17、43          |
|  | 4 昨年(2018年)申請しましたが、実務研修要件(看護実績報告書)が不合格でした。今年(2019年)再受験を考えていますが、看護実績報告書は提出しなくてもよいのでしょうか。  | 2019年度から認定審査における看護実績報告書の提出を不要としました。再受験の方も提出の必要はありません。   |                 |
| 郵送書類   | 1 履修当時、教育要件のコース外であった科目が、現在、日本看護系大学協議会の認定を受け、教育要件のコース内に該当しています。シラバスの内容は変わっていませんが、シラバスを提出する必要はありますか。   | 有効期間外に履修した科目については、教育要件のコース外扱いとなります。そのため、有効期間外に履修された単位については、履修当時のシラバス(該当科目のページ、表紙、目次のコピー)と専門看護師教育課程として認定された年度のシラバス等必要書類や教育プログラムに関する資料、実習要項及び実習記録等の提出が必要です。あわせて提出してください。内容が同等であるかについては審査となります。                            | P26             |
|  | 2 審査書類を送付したのですが、記載に誤り(申請ID欄に記入を忘れた等)がありました。修正し、再度提出したいのですが、受け付けてもらえますか。  | 審査書類を提出後は、書類の差し替えや追加は受け付けません。   | P28             |
|  | 3 所属施設に書類の発行を依頼中ですが、期限に間に合いそうにありません。一部の書類を追加で送付したいのですが、受け付けてもらえますか。  | 審査書類を提出後は、書類の差し替えや追加は受け付けません。   | P28             |
|  | 3 修士課程の修了証書の写しではなく、修了証明書でもよいのでしょうか。  | 教育機関が発行したものであれば、提出可能です。ただし、修了証明書の場合は、原本をご提出ください。  | P25             |
| 4 昨年(2018年)申請しましたが、実務研修要件(看護実績報告書)が不合格でした。今年(2019年)再受験を考えていますが、勤務証明書の提出は必要でしょうか。 | 看護実績報告書が不合格だった場合は勤務証明書の提出は必要ありません。<br><br>※『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、申請状況一覧をクリックし、詳細画面において、昨年(2018年)の合否情報にて書類審査の不合格理由をご確認ください。<br>※実務研修要件のうち、「看護師の資格取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修であること。」が確認できず不合格となった再受験者は勤務証明書の提出が必要です。 | P44   |                 |

| 項目    | 質問   | 回答   | 「認定審査の手引き」該当ページ |
|-------|--|--|-----------------|
| 再受験区分 | 1 昨年(2018年)受験し書類審査で不合格でした。今年(2019年)再受験を考えていますが、自分がどの再受験区分に該当するかわかりません。 | 『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、申請状況一覧をクリックし、詳細画面を確認してください。昨年(2018年)の合否情報にて書類審査の不合格理由から該当区分を確認してください。申請書類は、再受験区分により異なります。     | P44             |
| その他   | 1 筆記試験の過去問題は公表されているのでしょうか。   | 審査申請後、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧から前年度(2018年度)の審査問題と認定審査の受験者の課題を閲覧・ダウンロードできます。開示期間は2019年8月1日(木)11:00～10月31日(木)23:00までです。 | P41             |